

報道関係者 各位

平成27年3月26日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 沖田秀之（内線5080）

主任地方産業安全専門官 白名 弘（内線5081）

TEL 0852-31-1157

平成26年島根県内における労働災害発生状況を発表します

島根労働局（局長 古田宏昌）は、島根県内における平成26年の労働災害の発生状況について、下記のとおり取りまとめました。

1 休業4日以上労働災害発生状況

- （1）休業4日以上労働災害による死傷者数は719人であり、前年に比べ9人の減少となった。
- （2）死傷者数を業種別にみると、製造業で158人（17人増）、林業で64人（14人増）、運輸交通業で61人（5人増）と増加した一方、第三次産業で291人（37人減）、建設業で118人（9人減）と全体として死傷者数が減少した。【資料1・2】

昨年6月時点で、全国的にまた島根県においても災害が増加していた傾向にあったことから、昨年8月に経済団体3団体ほか関係機関に対し、労働災害防止のために安全衛生管理の徹底を推進するよう緊急要請を行うとともに、県内各所において約4,000事業場に対し、安全に関するガイドラインの周知説明を行った。その後、増加傾向に歯止めがかかり全体として対前年比で災害減少となった。

2 死亡労働災害発生状況

- （1）労働災害による死亡者数は7人であり、前年に比べ5人の減少となった。
- （2）死亡者数を業種別にみると、建設業が4人、その他の第三次産業が2人、林業が1人となっている。【資料2・3】

島根労働局では、昨年前半に建設業で死亡災害が頻発した状況を受け、昨年8月に建設業労働災害防止協会島根県支部ほか建設業団体に対し、労働災害防止のための具体的取組を緊急要請するとともに、各労働基準監督署においては、重点的に安全パトロールを実施した。その後、建設業において死亡災害は発生しなかった。

島根労働局では、この状況を踏まえ、労働災害のさらなる減少を目指して第12次労働災害防止計画（平成25年度から平成29年度までの5カ年計画）に基づき、災害が増加している業種に対し、業種横断的に災害発生率の高い転倒災害、交通労働災害、非正規労働者に対する安全衛生管理の徹底を指導するほか、建設業及び林業においては発注者等と連携した労働災害防止のための取組を推進することとしています。

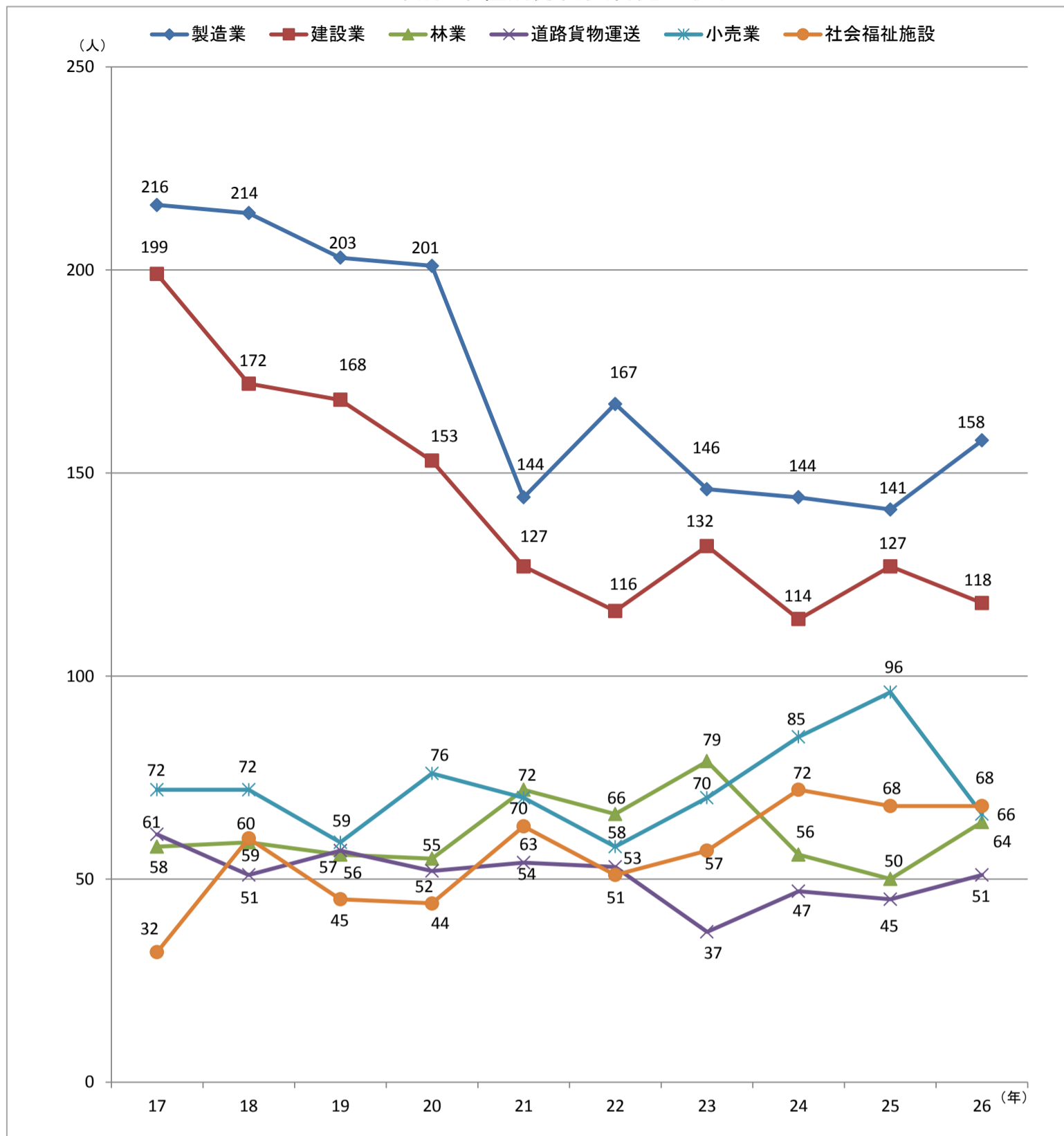
平成26年(1月～12月)労働災害発生状況<確定値>

業種	全署計				松江署					出雲署					浜田署					益田署											
	25年		26年		増減数	増減率(%)	25年		26年		増減数	25年		26年		増減数	25年		26年		増減数	25年		26年		増減数					
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者			
全産業計(除鉱山法適用)	12	728	7	719	▲9	▲1.2	3	271	3	282	11	1	16	0	24	8	4	246	2	247	1	5	122	1	112	▲10	0	89	1	78	▲11
製造業	食料品	0	41	0	41	0	0.0	14	16	2		2	2	12	18	6	11	4	▲7		4	3	▲1								
	繊維・衣服	0	4	0	3	▲1	▲25.0	1		▲1		0	2	1	▲1		1		▲1			2	2								
	木材・木製品	0	11	0	15	4	36.4	5	2	▲3		0	3	7	4		2	2	0			1	4	3							
	家具・装備品	0	5	0	5	0	0.0	2	2	0		0	2	2	0				0			1	1	0							
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	0	3	0	6	3	100.0			0		0	2	3	1		1	2	1				1	1	0						
	化学	0	7	0	6	▲1	▲14.3	3		▲3		0	1	1	0		1	1	0			2	4	2							
	窯業・土石	0	19	0	20	1	5.3	4	4	0		1	11	8	▲3		4	7	3												
	鉄鋼・非鉄	0	11	0	15	4	36.4	3	5	2		0	3	4	1		1		▲1			4	6	2							
	金属製品	0	4	0	12	8	200.0	1	6	5		0	1	5	4		2	1	▲1												
	機械器具	3	28	0	19	▲9	▲32.1	1	13	9	▲4		0	2	13	8	▲5	2	1	▲1			1	1	0						
	その他の製造業	0	8	0	16	8	100.0	3	7	4		0	4	4	0		1	3	2				2	2	0						
小計	3	141	0	158	17	12.1	1	49	0	51	2	0	0	0	3	3	2	54	0	61	7	0	26	0	21	▲5	0	12	0	25	13
鉱業	1	2	0	1	▲1	▲50.0	1	2	1	▲1	1	1		▲1				0													
建設業	土木	3	46	1	35	▲11	▲23.9	14	1	8	▲6	1	3	2		15	10	▲5	3	13		10	▲3								
	木造建築	0	30	1	22	▲8	▲26.7	8	1	▲7		1		▲1		11	11	0		9	1	9	0								
	その他の建築	1	37	1	35	▲2	▲5.4	11	1	12	1	1	1	0		12	10	▲2	1	8		9	1								
	その他	0	14	1	26	12	85.7	6	19	13		2		▲2		3	1	4	1		4	3	▲1								
	小計	4	127	4	118	▲9	▲7.1	0	39	2	40	1	0	5	0	4	▲1	0	41	1	35	▲6	4	34	1	31	▲3	0	13	0	12
運輸	道路貨物運送	1	45	0	51	6	13.3	1	20		24	4			0	16	12	▲4		7		11	4								
	その他の運輸	0	11	0	10	▲1	▲9.1	5		5	0		1	1		4	4	0			1	1									
林業	伐木・搬出	0	25	1	25	0	0.0	1		3	2		3	3		11	1	12	1		5	5	0								
	造林・その他の林業	0	25	0	39	14	56.0	7		13	6		2	2		7	12	5		6	7	1									
	小計	0	50	1	64	14	28.0	0	8	0	16	8	0	0	0	5	5	0	18	1	24	6	0	11	0	12	1	0	13	0	12
第三次産業	小売業	0	96	0	66	▲30	▲31.3	41		28	▲13	1	1	0		32	21	▲11		11	11	0									
	社会福祉施設	0	68	0	68	0	0.0	22		27	5	1	7	6		19	22	3		10	11	1									
	飲食店	0	20	0	14	▲6	▲30.0	10		8	▲2			0		8	5	▲3				0									
	その他の第三次産業	2	144	2	143	▲1	▲0.7	62	1	72	10		3	2	▲1	2	49	53	4		18	11	▲7								
	小計	2	328	2	291	▲37	▲11.3	0	135	1	135	0	0	5	0	10	5	2	108	0	101	▲7	0	39	0	33	▲6	0	46	1	22
その他	1	24	0	26	2	8.3	13		10	▲3		5		1	▲4		5		10	5	1	5		3	▲2		1		3	2	

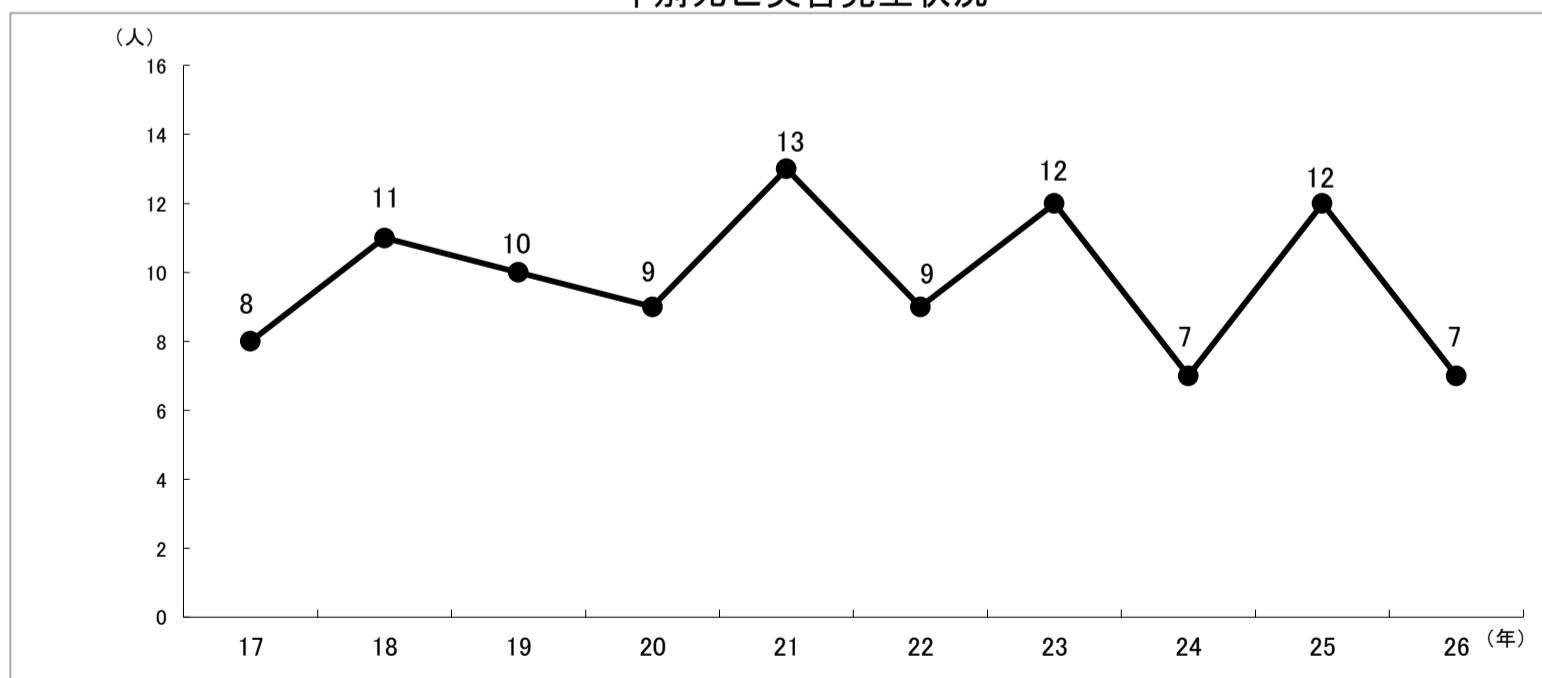
注1: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

注2: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。 注3: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

年別・業種別労働災害発生状況



年別死亡災害発生状況



平成26年死亡災害発生一覧〈確定版〉

島根労働局

No.	発生月	業種	発生状況
1	1月	建設業	被災者らは、山中で試験作業を行っていたが、装備が不足していたため、作業を中断して下山することにした。 先に下山した作業員らは、被災者が下山してこないため捜索したところ、山道から法面下方約10mの立木に、意識不明の被災者が引っかかっているところを発見したものの。
2	3月	金融・広告業	業務による強い心理的負荷を受けたことにより、精神障害を発症して自殺したものの。
3	5月	建設業	木造家屋改築工事において、瓦を葺く作業のため1階屋根上を歩行中、3.61m下の地面に墜落したものの。
4	5月	建設業	変電所の設備の点検を行うため、点検範囲の停電措置を取ったが、被災者は活線区域の両端に「危険」表示を設置の上、母線の取付け部分の碍子をウエスで拭こうとしたところ感電したものの。
5	6月	建設業	新築建物躯体の3階において、足場から木製型枠の解体作業を行っていたが、同僚が様子を見に行ったところ、足場から2.5m下の床面に意識不明の状態で倒れている被災者を発見したものの。
6	9月	林業	立木にかかり木となっていた枯れ松を処理するため、数回に分けてチェーンソーにより元玉切りを行っていた際、落下したかかり木に激突されたものの。
7	10月	清掃・と畜業	高さ約6.5mにある天井部分のH鋼にはしごをかけて、設備の断線箇所の確認作業を行うためにはしごを昇ったところ、はしごが真ん中から折れ、墜落したものの。